

(設置)

第1条 胎内市人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とし、胎内市人権教育・啓発推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 推進計画の策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 推進計画の立案及び調整に関すること。
- (3) 推進計画の変更及び評価に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 人権教育に関し識見を有する者
- (2) 小・中学校の教職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、委員の一部の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。